

【参考】 口座振替を利用した場合の保険料 (平成20年度)

	振替内容	保険料	割引額
1年前納	4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に振替	169,300円/年	3,620円/年
6か月前納	4月分から9月分までの保険料を4月末に、または10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に振替	85,480円/半年	980円/半年
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替	14,360円/月	50円/月
翌月振替	毎月の保険料を翌月末に振替	14,410円/月	割引なし

国民年金の納付は 「口座振替1年前納」がお得です

「お申し込みは2月末までをお願いします」

国民年金保険料の納付は、口座振替で前納すると、保険料の割引があり大変お得です。平成20年4月分からの国民年金保険料は月額1万4,410円です。口座振替で1年前納または6か月前納を希望される場合は、平成20年2月末までに、金融機関・郵便局・草津社会保険事務所、役場住民課でお申し込みください。現在、口座振替を利用されている方であっても、振替方法の変更を希望される場合は手続きが必要ですので、ご注意ください。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
草津社会保険事務所 国民年金業務課
☎07715671222
☎6571
有線67784

クレジットカードによる納付がスタートします

社会保険庁では、平成20年2月1日からクレジットカードによる国民年金保険料の納付の申し込みを受付します。希望される方は、役場住民課または草津社会保険事務所へお申し込みください。平成20年3月分からの国民年金保険料が対象です。

納付方法は、毎月納付(割引なし)、1年前納、6か月前納の3種類です。なお、1年前納および6か月前納の割引額は、納付書による納付の場合と同じです(詳しくはお問い合わせください)。ただし、一部納付(多段階免除)が承認された期間は利用できません。

また、クレジットカードによる納付は、登録以降継続的にクレジットカード会社が被保険者に代わって立替納付を行い、カード会員に請求する方法です。直接金融機関などの窓口で、クレジットカードを提示し納付する方法ではありませんので、ご注意ください。

国保の加入・脱退は14日以内に届けましょう



	こんなとき	手続きに必要なもの
に 国 保 の 被 保 険 者 な る と き	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書・印鑑
	職場の健康保険の被保険者でなくなったとき	退職したことがわかる証明書・印鑑など
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれたことがわかる証明書・印鑑など
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳・被保険者証・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
で な く な る と き	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
	他の市区町村へ転出するとき	被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被保険者になったとき	国保と職場の健康保険の被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の被保険者証・印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書・被保険者証・印鑑
そ の 他	死亡したとき	死亡を証明するもの・被保険者証・印鑑
	外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証明書・被保険者証
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証・印鑑
	修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	被保険者証・在学証明書・印鑑
	被保険者証をなくしてしまったとき	身分を証明するもの(免許証など)・印鑑

※世帯の中で、すでに国保に加入されている方がおられる場合は、国保被保険者証が必要です。

国民健康保険(国保)への加入・脱退の届け出が遅れると、さかのぼって納めたり、いったん医療費を全額負担したりする事態になります。どんなときに国保へ届け出をしなければならぬかを知り、変更があったときは必ず14日以内に届け出をしましょう。

◆住民課 保険年金担当
☎6578 有線67784